

令和2年度 茨城空港団体利用送迎バス支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城空港発着の航空便(チャーター便を含む。以下同じ。)を利用して旅行する茨城県内外からの団体客を、借上バス等を利用して茨城空港まで送客する旅行会社又は学校(以下「事業者等」という。)に対して、バスの借上げに係る経費の一部を助成することにより、茨城空港のより一層の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条に規定する公共職業能力開発施設若しくは農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設又はこれらに準ずるものとして茨城空港利用促進等協議会会長(以下「会長」という。)が認めるものをいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、茨城空港発着の航空便を利用する茨城県内外からの団体客を、借上バス等を利用して茨城空港まで送客する事業者等とする。

ただし、航空会社都合の事由による欠航時の対応として、他空港発着の航空便を利用する場合、これを送客する事業者等を含むものとする。

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 茨城空港から令和2年4月1日以降に出発し、令和3年3月31日までに到着する旅行(修学旅行を除く。)であること。
- (2) 10名以上の団体が、茨城空港の航空便を往復で利用すること。

ただし、往路又は復路について茨城空港以外の空港を利用する場合は、次条に定める金額の半額を助成金の交付額とする。

- (3) 国又は地方公共団体から支給される旅費による旅行でないこと。

2 前条但書の規定による場合は、前項第一号及び第二号に掲げる要件の茨城空港を利用したもののみなす。

(助成金の交付対象経費及び交付額)

第5条 助成金の交付対象となる経費及び交付額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者等は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を、送客完了後 14 日以内に茨城空港利用促進等協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

ただし、令和3年3月出発分については、令和3年3月31日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び支払)

第7条 会長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の内容を速やかに審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により事業者等に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により交付決定したときは、その日から起算して15日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 事業者等が不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、事業者等は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第9条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

助成対象経費	助 成 額
バスの賃借料及び運行費用	(1) 10名以上15名未満が乗車する借上バス1台につき20,000円 (ただし、バス1台あたりの助成対象経費の合計が20,000円を超えない場合は、その合計額を助成額とする。)
	(2) 15名以上が乗車する借上バス1台につき30,000円 (ただし、バス1台あたりの助成対象経費の合計が30,000円を超えない場合は、その合計額を助成額とする。)